

総務教育常任委員会資料

(令和5年9月20日)

〔件名〕

- ・令和5年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について
【人事企画課】・・・2
- ・更年期特有の不調を抱えて働く県職員に対する支援について
【人事企画課・職員支援課】・・・3

総 務 部

令和5年度鳥取県庁における障がい者雇用率（速報値）について

令和5年9月20日
人事企画課
教育総務課
病院局総務課

今年度の本県の障がい者雇用率（6月1日現在・速報値）がまとまりましたので報告します。

記

1 本県の障がい者雇用率

【令和5年6月1日現在の雇用状況】

任命権者	障がい者雇用率	障がい者数（実数）
知事部局	3.48%	91人
教育委員会	2.77%	113人
病院局	2.73%	22人

※法定雇用率2.6%（教育委員会2.5%）。なお、令和6年4月以降段階的に引き上げとなる。

令和6年4月～2.8%（教育委員会2.7%）、令和8年7月～3.0%（教育委員会2.9%）

※知事部局には企業局を含む。

※本数値は速報値で、厚生労働省が12月頃に確定させ、翌年公表する。

<参考：障がい者雇用率の推移>

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (速報値)	…	R6年度 計画目標値
知事部局	3.21%	3.25%	3.29%	3.32%	3.42%	3.48%		3.50%
教育委員会	2.55%	2.16%	2.42%	2.58%	2.74%	2.77%		2.50%※
病院局	2.51%	2.52%	2.73%	2.63%	2.77%	2.73%		2.65%※

※法定雇用率の引き上げを受け、今年度中に計画目標値の見直しを検討する。

2 本県における障がい者雇用推進に向けた取組

令和2年度に鳥取県障がい者活躍推進計画を策定し、この計画に基づき、障がいのある職員の職場定着のための「相談窓口の設置」や、障害者就業・生活支援センターなどの専門機関との課題認識の共有や連携のための「障がい者雇用推進チーム会議の開催」などに取り組んでいる。

<これまでの県の障がい者雇用促進のための取組>

開始時期	内容
平成6年度～	身体障がい者を対象とした正規職員採用試験を開始
平成20年度～	知的障がい者を対象とした非常勤職員採用試験を開始し、障がい者ワークセンターを設置
平成25年度～	非常勤職員採用試験において身体障がい者対象枠を新設
平成26年度～	ワークセンターの採用者に精神障がい者を対象に追加
平成28年度～	知的障がい者、精神障がい者を対象とした正規職員の採用試験を実施
令和2年度～	≪鳥取県障がい者活躍推進計画を策定（R2.4）≫ ・障がい者雇用推進チーム会議の開催 ・障がいのある職員相談窓口の設置
令和5年度～	知的障がい者を対象とした正規職員の採用試験について、特別支援学校高等部（知的障がい）卒業生（見込み含む）であれば手帳の有無に関わらず受験できるよう、試験内容の見直しを実施

更年期特有の不調を抱えて働く県職員に対する支援について

令和5年9月20日
人事企画課
職員支援課

更年期症状による不調を抱える職員への仕事との両立を支援するため、以下のとおり特別休暇の新設を検討しています。併せて相談対応や職場の意識啓発・情報提供による理解促進を図り、更年期の職員が継続して能力を発揮し、勤務できる環境整備を推進します。

1 特別休暇の新設案

以下のような内容で、人事委員会規則の改正について人事委員会と協議中。

- (1) 休暇の種類：特別休暇（有給：人事委員会規則）
- (2) 休暇日数：年間5日以内（日又は時間単位）
- (3) 対象：職員が更年期障がいのため勤務が著しく困難である場合（年代、性別問わず）

2 相談対応、更年期症状に関する情報提供の実施

休暇制度の新設にあわせ、当事者への相談対応、職場の理解促進の取組を実施する。

(1) 相談対応

以下の相談窓口にて、職員からの更年期症状に係る相談も対応することを改めて全職員に向けて周知をする。

①定期相談

心とからだの健康相談（東部・中部・西部）にて毎月開催。（相談員：職員支援課保健師）

②随時相談

職員支援課保健師が随時相談に応じ情報提供、助言。

(2) 更年期症状に関する情報提供

ホームページ上に更年期症状に関する情報を集約したサイトを開設し、全職員へ周知することで、職員へ支援制度等の情報を提供するとともに、周囲の職員の理解促進を図る。

【参考】

○更年期症状（障がい）の実態に関する職員アンケートの概要

- ・対象者：知事部局及び労働委員会事務局に所属する職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む）
- ・実施期間：令和5年4月～5月
- ・回答者数：1,177人
- ・結果概要

更年期症状の経験の有無	有り 35% 無し 65% (男性の31%、女性の41%があると回答)
更年期症状を理由とした休暇（有給休暇、病気休暇等）の取得の有無	有り 20% 無し 80%
休暇を取得しやすくなるために必要なこと（自由記載）（上位3つ）	①職場・社会の理解促進 49人 ②特別休暇制度の整備 28人 ③更年期症状に関する知識の周知、啓発 27人

○県民向け相談窓口となる更年期障がい相談支援センターを令和5年8月30日に開設。

- ・東部地区：鳥取県立中央病院、中部地区：鳥取県立厚生病院、西部地区：山陰労災病院